

(再入学)

第33条の2 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 再入学できる者は、再入学について正当な理由を有し、原則として退学した日から4年以内に願い出た者とする。

3 再入学は、原則として退学時の所属学部・学科、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(転学)

第34条 他の大学へ転学しようとする者は、他大学等を受験する前に、転学(受験許可)願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他の学生納付金の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第31条第4項に規定する休学期間を超えた者

(4) 長期にわたる行方不明者

(5) 第23条第2項に規定する履修申告を正当な理由なく行わない者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第35条の2 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長は教授会の議を経て復籍を許可することができる。

2 復籍できる者は、除籍された日から2年以内に願い出た者に限る。

3 復籍は、原則として除籍時の所属学部・学科、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(留学)

第35条の3 国内外の大学等に留学する者は、事前に留学願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長が1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、第11条に規定する修業年限に算入する。

第8章 卒業及び学位記の授与

(卒業)

第36条 学長は、本学に4年(第17条又は第18条の規定により入学した者につい

ては、第20条により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定める授業科目の中から経済学部124単位以上、スポーツ学部124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項に定める卒業に必要な単位の修得区分は、次のとおりとする。

(1) 経済学部 キャリアデザイン科目 6単位以上
 総合教養科目 30単位以上
 専門教育科目 76単位以上
 自由選択科目 12単位以上
 (自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を
 超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)

(2) スポーツ学部 キャリアデザイン科目 6単位以上
 総合教養科目 24単位以上
 専門教育科目 76単位以上
 自由選択科目 18単位以上
 (自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を
 超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)

(学位)

第37条 前条の規定により単位を修めた者は、次の区分に従い、学位を授与する。

経済学部 学士(経済学)

スポーツ学部 学士(スポーツ学)

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として模範とするにたる者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒することができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告する。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 厚生及び保健